

平成23年(2011年)10月18日



埼玉県報

第 2 3 3 1 号
平成23年10月18日
火 曜 日

目次

条例

- [埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例\(市町村課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例等の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の一部を改正する条例\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例のあらまし\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例\(都市計画課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(スポーツ振興課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例\(スポーツ振興課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)

規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)
- [埼玉県スポーツ推進審議会規則\(スポーツ振興課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(大宮県税事務所\)](#)
- [一般国道407号の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（市町村課）

一 趣旨

川口市及び鳩ヶ谷市の合併に伴い、埼玉県議会議員の選挙区及び選挙区において選挙すべき議員の数について規定の整備をするための改正

二 内容

別表の規定を整備する。

(一) 南第二区（川口市）において選挙すべき議員の数について、六人を七人に改める。

(二) 南第二十一区（鳩ヶ谷市）を削り、南第二十二区（朝霞市）を南第二十一区に、南第二十三区（和光市）を南第二十二区に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十八号

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十三年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表南第二区の項中「六人」を「七人」に改め、同表南第二十一区の項を削り、同表南第二十二区の項中「南第二十二区」を「南第二十一区」に改め、同表南第二十三区の項中「南第二十三区」を「南第二十二区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事等の期末手当の特例に関する条例（埼玉県条例第四十九号）（人事課）

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、知事等の期末手当を減額する特例を定めるための条例の制定

二 内容

(一) 知事の期末手当の額を百分の三十減額

(二) 副知事等の期末手当の額を百分の十減額

三 施行期日

公布の日

条 例

知事等の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

知事等の期末手当の特例に関する条例

(知事等の期末手当の額の特例)

第一条 知事、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員の期末手当の額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)第三条第一項の規定にかかわらず、知事にあつては同項の規定による期末手当の額からその百分の三十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

(教育長の期末手当の額の特例)

第二条 教育長の期末手当の額は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)第四条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（税務課）

一 趣旨

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）等の公布に伴い、個人の県民税に係る寄附金税額控除の適用下限額の引き下げなどをするほか、必要な規定の整備を行う。

二 内容

（一）個人県民税

ア 寄附金税額控除の適用下限額を二千元（現行五千元）に引き下げる。

イ 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととする。

ウ 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する三％軽減税率の特例を平成二十五年十二月三十一日まで二年間延長する。

エ 徴収取扱費について、平成二十二年度課税において三千三百円（本則三千円）とされていた特例措置を廃止する。

（二）不動産取得税

平成二十三年十月二十日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用する。

（三）自動車取得税

ア 取得が非課税とされる一般乗合用バスにつき、当該バスが運行の用に供される路線の指定要件を定める。

イ 警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）について、平成二十六年三月三十一日までに代替自動車を取得した場合において、当該代替自動車の取得をした後に対象区域内自動車永久抹消登録等された場合においては、代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務を免除する。

（四）自動車税

ア 二(三)イの適用があつた場合、当該代替自動車に係る平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税の納税義務を免除する。

イ 対象区域内自動車が永久抹消登録等された場合は、警戒区域設定指示が行われた日以後、自動車税の課税客体とみなさないものとする。

(五) 不申告者に科する過料の額の引上げ等

ア 個人事業税の申告等をしないものに対して科すことのできる過料の額を十万円以下（現行三万円以下）に引き上げる。

イ 県たばこ税及び自動車取得税について、申告書を提出しない者に対して十万円以下の過料を科することができるよう規定する。

三 その他

平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域であつて同年三月十二日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であつた区域は、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなして、二(三)イ又は同(四)ア若しくはイの規定を適用することとする。

四 施行期日

公布の日。ただし、二(一)ア及びイは平成二十四年一月一日、二(二)は平成二十三年十月二十日、二(五)は公布の日から起算して二月を経過した日。

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「納税管理人に係る不申告に関する過料」に改め、同条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第二十五条の二中「五千円」を「二千元」に改め、同条第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「除く。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

第三十一条の十二の見出し中「不申告に係る」を「不申告等に関する」に改め、同条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十二条の六第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十三条の九の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第三十三条の九の二 知事は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第三十三条の七第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する過料納入命令書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第四十四条の二 知事は、自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第四十一条の規定による申告書を同条各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する過料納入命令書に指定すべき納期

限は、その発付の日から十日以内とする。

第五十四条第一項中「申告し、又は報告しなかつた」を「申告又は報告をしなかつた」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第六十一条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十四条の二第一項中「の規定によつて準用する」を「において準用する」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附則第七条を削る。

附則第六条の三第二項中「附則第六条の三第一項」を「附則第七条第一項」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第六条の二次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第六条の三 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第四条の五第一項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第十三条を次のように改める。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第十三条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第九条の三第一項に規定するものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第三十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第三十九条の二の三第一項に規定する住宅に限る。以下この項及び第三項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の三第二項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で

施行令附則第九条の三第一項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第九条の三第二項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（法附則第十二条の二の二第一項の条例で定める路線）

第十七条の二 法附則第十二条の二の二第一項の条例で定める路線は、国土交通大臣が地方バス路線の維持のために交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスが運行の用に供される路線とする。

附則第十八条の四の次に次の一条を加える。

（警戒区域設定指示区域内の自動車以外の自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第十八条の五 警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った法附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。）の対象区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）内の第三十五条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第三十六条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の施行令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項各号に掲げる自動車で施行令附則第三十二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 前二項の規定によつて自動車取得税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

(警戒区域設定指示区域内の自動車以外の自動車等に係る自動車税の納税義務の免除等)

第二十三条の二 施行令附則第三十二条第四項に規定する者が、附則第十八条の五第一項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、他の自動車(第四十七条に規定する自動車に限る。)に対する平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 前二項の規定によつて自動車税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

5 対象区域内自動車(第四十七条に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同条に規定する自動車でなかつたものとみなす。

(埼玉県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県条例の一部を改正する条例(平成二十年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中埼玉県税条例附則第十三条の改正規定 平成二十三年十月二十日
- 二 第一条中埼玉県税条例第十六条第一項、第三十一条の十二第一項及び第三十二条の六第一項の改正規定、同条例第三十三条の九の次に一条を加える改正規定、同条例第四十四条の次に一条を加える改正規定、同条例第五十四条第一項の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。）、同条例第六十一条第一項の改正規定並びに同条例第七十四条の二第一項の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。） 公布の日から起算して二月を経過した日
- 三 第一条中埼玉県税条例第二十五条の二の改正規定及び同条例附則第六条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十四年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十五条の二及び附則第六条の三の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する改正後の条例第二十五条の二各号に掲げる寄附金について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例附則第十三条の規定は、平成二十三年十月二十日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置（平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）
定する警戒区域設定指示区域（以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、改正後の条例附則第十八条の五第一項並びに第二十三条の二第一項及び第五項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、

改正後の条例附則第十八条の五第一項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「同日」と、改正後の条例附則第二十三条の二第一項中「附則第十八条の五第一項」とあるのは「埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年埼玉県条例第五十号）附則第五項の規定により読み替えて適用される附則第十八条の五第一項」と、同条第五項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」とする。

本号で公布された条例のあらまし

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

障害者基本法の一部改正に伴い、障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の規定を整備するための条例を制定する。

二 内容

第一条中「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の一部を改正する条例

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和五十八年埼玉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例（埼玉県条例第五十二号）（健康づくり支援課）

一 趣旨

歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康で質の高い生活に寄与するための条例

二 内容

(一) 基本理念

歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念を定める。

(二) 県の責務

国との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、実施すること等県の責務を定める。

(三) 歯科医療等業務従事者等の責務

歯科医療等業務従事者の責務として、県が行う歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力すること等を定める。

このほか、保健等業務従事者等、事業者及び医療保険者の責務を定める。

(四) 県民の責務

自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うことや、定期的に歯科検診を受けること等により、歯科口腔保健に努めることを定める。

(五) 基本的事項の策定等

ア 知事に、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための基本的事項を定めることを義務づける。

イ 基本的事項は、以下の事項について定める。

- (ア) 県民の歯科口腔保健の推進に関する目標
- (イ) 県民に対する歯科疾患予防に向けた取組の普及啓発
- (ウ) 県民に対する定期的に歯科検診を受けること等の勧奨
- (エ) 障害者や要介護者などの歯科検診や歯科治療を受ける機会の確保
- (オ) 県民の口腔の健康に関する調査、研究の推進
- (カ) 幼児、児童、生徒の歯科口腔保健の推進
- (キ) かかりつけの歯科医師等の活用による歯の喪失防止
- (ク) 母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進

(ケ) 歯科口腔保健の観点からの食育、がん等の生活習慣病対策、喫煙による影響対策の推進

(1) 歯科医療等業務従事者等に対する情報提供や研修の実施等の支援を行う体制の整備

ウ 知事が基本的事項を定める時及び変更する時の必要な措置について定める。

エ 基本的事項を毎年度評価し、必要に応じて見直すことを定める。

(六) 財政上の措置等

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、口腔の健康づくりが県民の健康の維持及び増進等に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号。第六条第二項において「法」という。）に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科

医療等業務従事者」という。)並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関(以下「保健等業務従事者等」という。)との連携及び協力を努めるものとする。

3 県は、市町村、事業者(他人を使用して事業を行う者をいう。次条において同じ。)、医療保険者その他のものが行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健等業務従事者等は、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、県内の事業所で雇用する従業員の歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。)、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4 医療保険者は、県内の被保険者の歯科に係る検診、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

5 歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者等、事業者及び医療保険者は、歯科口腔保健の推進に当たっては、互いに緊密な連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的事項の策定等)

第六条 知事は、歯科口腔保健の推進に関する施策につき、それらの総合的かつ計画的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、法第十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県民の歯科口腔保健の推進に関する目標

二 県民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、

歯科口腔保健に関する県民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策

- 三 県民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて保健指導を受けること(以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策
- 四 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- 五 県民の口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策
- 六 幼児、児童及び生徒のうち蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のうち蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策
- 七 かかりつけの歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたり口腔機能を保持するために必要な施策
- 八 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策
- 九 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策並びに喫煙による影響対策の推進に必要な施策
- 十 歯科口腔保健に関する施策の推進を図るため、県民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施及び歯科医療等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う体制の整備
- 十一 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、第一項の基本的事項を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村、歯科医療等業務従事者その他のものの意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、第一項の基本的事項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、歯科口腔保健に関する施策の進捗状況及び社会状況の変化を踏まえ、第一項の基本的事項について毎年度評価し、必要に応じ見直すものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、第一項の基本的事項の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第七条 県は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第五十三号) (都市計画課)

一 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

市街化調整区域の開発行為に係る区域の指定に当たって、基づくべき計画等を「地方自治法第二条第四項に規定する市町村の基本構想」から「都市計画法第十条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針」に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する

条例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想」を「法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（スポーツ振興課）

一 趣旨

スポーツ基本法の施行に伴い、法定設置の埼玉県スポーツ振興審議会を廃止し、埼玉県スポーツ推進審議会を任意設置するための改正

二 内容

(一) 別表一の二、教育委員会の附属機関（任意設置）に「埼玉県スポーツ推進審議会」を追加する。

(二) 別表二の二、教育委員会の附属機関（法定設置）を削除する。

三 施行期日

公布の日

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十四号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表に次のように加える。

埼玉県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。
--------------	--

別表第二の二を削り、同表の一の表以外の部分中「一 知事の附属機関」を「知事の附属機関」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（警務課）

一 趣旨

鳩ヶ谷市の川口市への編入及び深谷市における町の区域の新設に伴い、武南警察署及び寄居警察署の管轄区域等を変更するための改正

二 内容

- (一) 武南警察署の位置及び管轄区域の変更
「鳩ヶ谷市」を「川口市」等に変更する。
- (二) 寄居警察署の管轄区域の変更
深谷市の新たな町の区域となる「武川」を加える。

三 施行期日

公布の日から施行する。

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十五号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表武南警察署の項位置の欄中「鳩ヶ谷市」を「川口市」に改め、同項管轄区域の欄中「大字久左衛門新田」の下に「、坂下町一丁目、坂下町二丁目、坂下町三丁目、坂下町四丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、桜町三丁目、桜町四丁目、桜町五丁目、桜町六丁目、大字里、大字辻、鳩ヶ谷本町一丁目、鳩ヶ谷本町二丁目、鳩ヶ谷本町三丁目、鳩ヶ谷本町四丁目、大字前田、大字三ツ和、鳩ヶ谷緑町一丁目、鳩ヶ谷緑町二丁目、南鳩ヶ谷一丁目、南鳩ヶ谷二丁目、南鳩ヶ谷三丁目、南鳩ヶ谷四丁目、南鳩ヶ谷五丁目、南鳩ヶ谷六丁目、南鳩ヶ谷七丁目、南鳩ヶ谷八丁目、八幡木一丁目、八幡木二丁目、八幡木三丁目、三ツ和一丁目、三ツ和二丁目、三ツ和三丁目」を加え、「鳩ヶ谷市」を削り、同表寄居警察署の項中「瀬山」の下に「、武川」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に、「寄附金」を「寄附金又は」に、「第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。」を「第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に、「いう」を「総称する」に改める。

附則中第十五項を第十七項とし、第十四項を第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 条例附則第二十三条の二第一項又は第二項の規定により、自動車税に係る徴収金の納税義務の免除又は還付を受けようとする者は、附則別記様式第十一号の自動車税納税義務免除申告書兼還付申請書を埼玉県自動車税事務所長に提出しななければならない。

附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 条例附則第十八条の五第一項又は第二項の規定により、自動車取得税に係る徴収金の納税義務の免除又は還付を受けようとする者は、附則別記様式第十号の自動車取得税納税義務免除申告書兼還付申請書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

別記様式第十三号中

「

万	十	百	十	円
---	---	---	---	---

を

十	万
---	---

」

」に「あて先」を「宛先」に改める。

十	百	十	円
---	---	---	---

別記様式第二十号中「あて先」を「宛先」に、「第41条の18の3」を「第41条の18の2第2項」に改め、同様式の注意中「すべて」を「全て」に改める。
別記様式第二十六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注意2中「（平成

22年度の賦課決定分は、3,300円)」を記す。

別記様式第117号の「中

みなし配当の25%相当額の控除額

を

国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る法人税額の特別控除額

に記す。

別記様式第111号の「(1)中」³「²あて先」を「宛先」に改め、同様式の「(3)」³次のように加える。

(3) 地方税法附則第51条の規定に該当する場合

別記様式第111号の「(1)の」³「(2)」³中「書き入れる必要はありません」を「記入しないでください」に改める。

附則別記様式第九号の次に次の二様式を加える。

整理番号	
------	--

自動車取得税納税義務免除申告書兼還付申請書							
年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長		納 税 義 務 者	住 所				
			氏名又は名称	印			
埼玉県税条例附則第18条の5の規定の適用を受けたいので申告(申請)します。							
納税義務の免除を受けようとする自動車取得税	年 度	登録番号又は車両番号	車 名	形状又は特種用途区分	型 式	税 額	納 税 の 済 否
						円	納税した。 納税していない。
取 得 年 月 日	前所有車の用途を廃止した日						
. .	. .						
還付を受けようとする額	徴 収 番 号	区 分	納 付 額	還付を受けようとする額	納 付 年 月 日	還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日	
		税 額	円	円	. .		
		延 滞 金			
		計					

- 注意
- 1 この申告書は、埼玉県税条例附則第18条の5の規定により上記納税義務の免除又は還付を受けようとする場合に直ちに提出してください。
 - 2 この申告書には、納税義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
 - 3 印の欄は、記入しないでください。

整理番号	
------	--

自動車税納税義務免除申告書兼還付申請書

年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長	納 税 義 務 者	住 所	
		氏名又は名称	印

埼玉県税条例附則第23条の2の規定の適用を受けたいので申告(申請)します。

納税義務の免除を受けようとする自動車税	年 度	登録番号又は車両番号	車 名	税 額	納 税 の 済 否
				円	納税した。 納税していない。

取 得 年 月 日	前所有車の用途を廃止した日	
. .	. .	

還付を受けようとする額	徴 収 番 号	区 分	納 付 額	還付を受けようとする額	納 付 年 月 日	還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日
		税 額	円	円	. .	
		延 滞 金			. .	
		計			. .	

- 注意
- 1 この申告書は、埼玉県税条例附則第23条の2の規定により上記納税義務の免除又は還付を受けようとする場合に直ちに提出してください。
 - 2 この申告書には、納税義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
 - 3 印の欄は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、埼玉県税条例施行規則第九条の二第一項第一号及び別記様式第二十号の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十八号

埼玉県スポーツ推進審議会規則

(目的)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員の任命)

第三条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、次に掲げる者のうちから、埼玉県教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

一 学識経験のある者

二 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第六条 審議会の会議は、埼玉県教育委員会教育長（以下次項及び第十条において「教育長」という。）が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年二回、臨時会は教育長が必要と認めたとき又は委員等の三分の一以上から請求のあったとき開くものとする。

3 審議会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第八条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席及び欠席した委員等の氏名
- 三 議決事項
- 四 表決における賛否の数
- 五 議事の経過
- 六 その他必要な事項

2 議事録には、会長及び出席した委員等のうちから会長が指名した二人の委員等が署名するものとする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、埼玉県教育局市町村支援部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任命に関する特例措置)

2 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行の日の前日においてスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第十八条第一項の規定により設置された埼玉県スポーツ振興審議会の委員である者は、この規則の施行の日に、第三条の規定により委員として任命されたものとみなす。

(委員の任期に関する特例)

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員及びこの規則の施行の日から平成二十四年九月三十日までの間に任命される委員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日までとする。

(埼玉県スポーツ振興審議会規則の廃止)

4 埼玉県スポーツ振興審議会規則(昭和三十七年埼玉県教育委員会規則第七号)は、廃止する。

(埼玉県教育局組織規則の一部改正)

5 埼玉県教育局組織規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第六号中「埼玉県スポーツ振興審議会」を「埼玉県スポーツ推進審議会」に改める。

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人人道更生支援福祉機構
- 三 代表者の氏名
石堂 英明
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市中央一丁目四十三番地十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は埼玉県東部地区の無職青少年の社会貢献への育成や定まった住居がなく社会復帰を願う中高年離職者等や孤独で職を持たない高齢者に対し、「ふれあいと健やかな食生活と施設」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することによって福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

Future School 燦

三 代表者の氏名

中 原 恵 人

四 主たる事務所の所在地

（変更前）茨城県つくば市中山大神宮百十八の五十四

（変更後）埼玉県吉川市吉川六百六十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校児やひきこもり青少年に対して、面談、社会復帰等に関する事業を行い、地域と社会の教育・福祉の増進を図り、広く公益に貢献する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）鷲宮南部開発SC

埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字久本寺字谷田百二十六 一外二百七十

筆

（変更後）（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）埼玉県北葛飾郡鷲宮町西大輪八百五十八 二 百二

（変更後）埼玉県久喜市久本寺二十七番地一

ハ 変更年月日

平成二十三年三月八日

ニ 届出年月日

平成二十三年十月四日

二 縦覧期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

（変更前）五万六千八百八十平方メートル

（変更後）四万四千平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四四五一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二九五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二二八〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一〇六七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五七八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一五三三立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三七五立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 十か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 十一か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年六月五日

二 届出年月日

平成二十三年十月四日

二 縦覧期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

測量計画機関の長である上尾市原新町土地区画整理組合理事長松崎泰次から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市原新町土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

上尾市原新町地内

四 作業期間

平成二十三年八月十日から平成二十四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

測量計画機関の長である南埼玉郡宮代町長庄司博光から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡宮代町

二 作業種類

公共測量（平成二十三年度都市計画図基本図等修正業務委託）

三 作業地域

南埼玉郡宮代町全域

四 作業期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（都市計画基図作成業務）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

平成二十三年五月二日から平成二十四年三月十六日まで

告示

埼玉県大宮県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十三年十月十八日

埼玉県大宮県税事務所長 人見正明

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社小峯八郎商店	小峯桂子	埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十二番地	平成二十三年八月三十一日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

<p>四百七号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>東松山市大字高坂字下谷田二十四番 一 地先から同市大字宮鼻字八幡脇百 三十五番一 地先まで（ただし、関係図 面に表示する部分に限る）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年十月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一六〇六・〇〇メートル</p>	<p>備考 平成四年三月二十二日埼玉県告示第四 百二十号及び平成十九年三月二十三日 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第 四十八号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月十八日

指令川建セ第二二〇一四七〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十月十二日

川建セ第二三〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字吹塚字中町三二九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市千代田二丁目一五番一二号 ヴィスタナハウス202号室

道祖土 彰彦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月一日

指令川建セ第二三〇〇四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十月十二日

川建セ第二三〇〇五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字伊草字下宿並二五四番一、二五三番一の一部、二五三

番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市砂新田六丁目二番地一

株式会社 アサヒ 代表取締役 園城 省治